

北栄町高齢者虐待対応マニュアル  
～養護者による高齢者虐待への対応編～

平成26年3月改訂  
北 栄 町



# 目 次

## I 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義	1
2 高齢者虐待の種類	1
3 高齢者虐待の要因（背景）	3

## II 養護者による高齢者虐待への対応・支援の展開

1 高齢者虐待対応の基本的な流れ	5
2 高齢者虐待対応の具体的な内容	6
(1) 通報・届出の受付	6
(2) 受付内容の共有と事実確認を行うための協議	7
(3) 事実確認	8
(4) コアメンバー会議	10
(5) ケース会議（初回）	13
(6) ケース支援	13
(7) ケース会議（2回目以降）	15
(8) 虐待対応の終結	15

## III 高齢者の権利擁護のための諸制度・事業

1 老人福祉法に基づく措置の実施	17
2 成年後見制度	19
3 成年後見制度利用支援事業	22

## IV 帳票類

①相談受付票	25
②事実確認票	26
③アセスメント要約票	27
④高齢者虐待対応会議記録	29
⑤高齢者虐待対応評価記録	30

## (参考資料)

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	33
・老人福祉法（抄）	44
・北栄町老人福祉法に基づく措置に関する要綱	47
・北栄町成年後見制度利用支援事業実施要綱	51
・高齢者の権利擁護相談支援事業実施要綱（鳥取県）	56
・高齢者虐待関係の相談機関	59

## I 高齢者虐待とは

### 1 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは、65歳以上の者と定義されています。

また、「高齢者虐待」を、①養護者による虐待、②養介護施設従事者等による虐待、に分けています。

#### ①養護者

養護者とは、高齢者を現に養護するものであって、養介護施設従事者等以外のものをいいます。高齢者の日常生活上の世話や手助け等をしている家族、親族、同居人等が該当します。

#### ②養介護施設従事者等

養介護施設従事者等の範囲は、次のとおりです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<input type="radio"/> 老人福祉施設 <input type="radio"/> 有料老人ホーム	<input type="radio"/> 老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	<input type="radio"/> 介護老人福祉施設 <input type="radio"/> 介護老人保健施設 <input type="radio"/> 介護療養型医療施設 <input type="radio"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> 居宅サービス事業 <input type="radio"/> 地域密着型サービス事業 <input type="radio"/> 居宅介護支援事業 <input type="radio"/> 介護予防サービス事業 <input type="radio"/> 地域密着型介護予防サービス事業 <input type="radio"/> 介護予防支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者

### 2 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の種類として、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」を規定しています。

平成15年11月に厚生労働省が実施した高齢者虐待調査において用いられた高齢者虐待の定義と具体例は次のとおりです。

ただし、高齢者虐待防止法で規定する虐待以外にも、「自己放任・自虐」なども虐待と解し、虐待の定義にあてはまる場合と同様に、速やかに対応することが必要です。

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>➢ ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする など</li> </ul>
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>➢ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>➢ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>➢ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない など</li> </ul>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>➢ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>➢ 侮辱を込めて、子どものように扱う</li> <li>➢ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など</li> </ul>
性的虐待	<p>本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>➢ キス、性器への接触、セックスを強要する など</li> </ul>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない</li> <li>➢ 本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>➢ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など</li> </ul>

### 3 高齢者虐待の要因（背景）

高齢者虐待は、家庭において、主に介護をしている人からの虐待が多く、虐待を行っている人はその認識がほとんどないのが現状です。

虐待を受けている人は、日常生活の世話や介護などを全面的に同居家族や親族に依存しており、不適切な扱いが長く続き、無気力・無反応になってしまう傾向にあります。また、世間体を気にして隠したり、どこに相談したら良いか分からぬなど、表面化しにくいことが考えられます。

高齢者虐待は、単独の要因で発生することは少なく、複数の要因が複雑に絡み合って虐待へと発展していきます。要因が重複すればするほど深刻化しやすく、解決も困難になります。

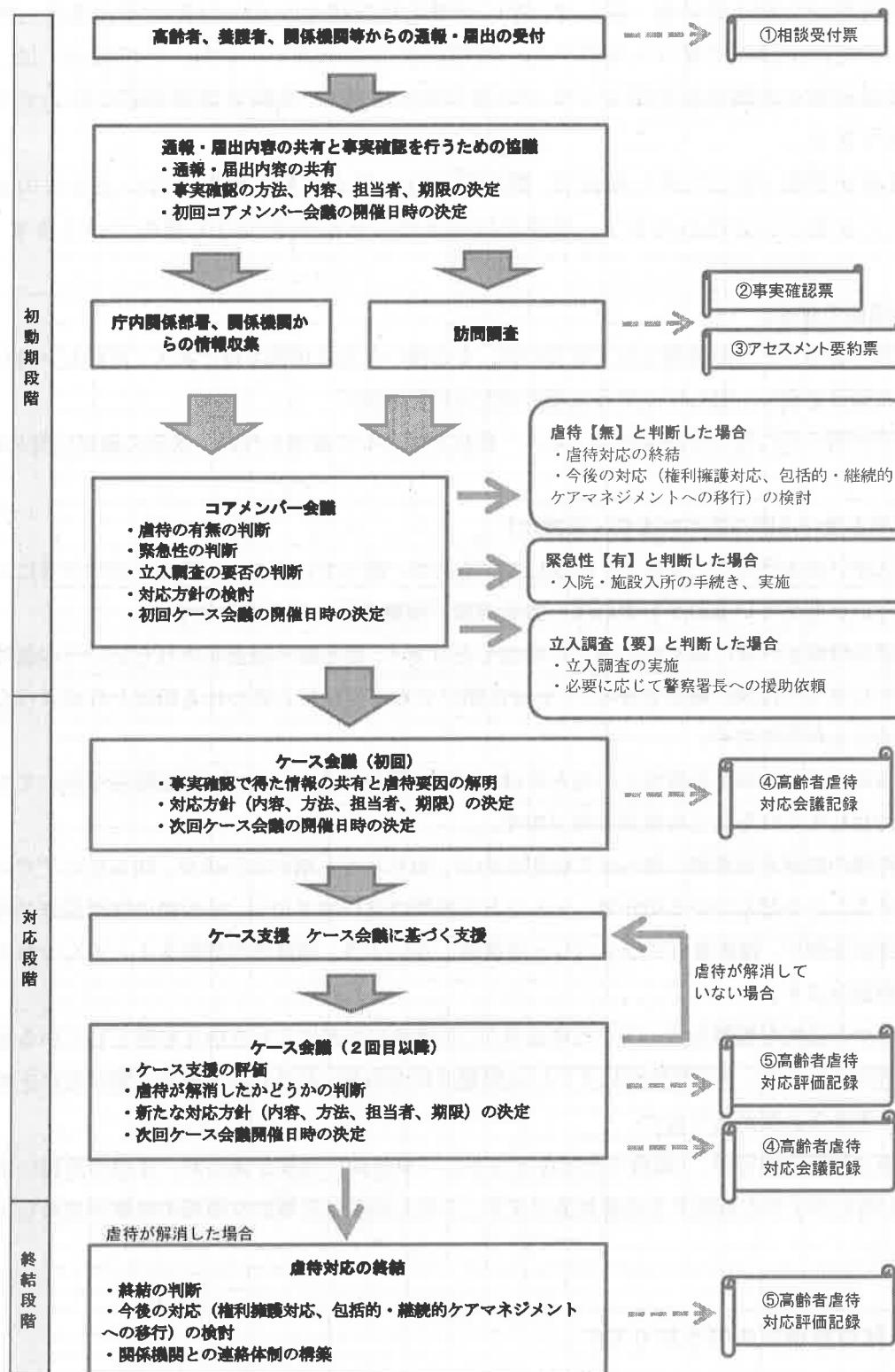
#### ■高齢者虐待の発生要因

要 因	内 容
高齢者側の要因	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 加齢やけがによる A D L (日常生活動作) の低下</li><li>➢ 介護の必要度の増加 (失禁、夜間介護など)</li><li>➢ 認知症の発症、悪化</li><li>➢ 精神不安定な状態</li><li>➢ 介護サービスの利用拒否</li><li>➢ 借金、浪費癖がある</li><li>➢ 判断能力の低下</li><li>➢ 介護者に対して感謝しない、不平不満を言う</li><li>➢ 頑固、強引、攻撃的、自己中心的な性格</li><li>➢ 他の疾病、障がい など</li></ul>
虐待者側の要因	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 介護負担による心身のストレス</li><li>➢ 介護、病気に対する知識不足</li><li>➢ 介護サービスの利用拒否、利用不信、利用不足</li><li>➢ 借金、ギャンブル、浪費癖がある</li><li>➢ 無職、仕事がきつい</li><li>➢ 健康障害、健康不安</li><li>➢ 自己の価値観 (介護觀、老人觀) へのこだわり、押し付け</li><li>➢ 強引、潔癖、神経質、攻撃的な性格、無関心</li><li>➢ 他の疾病、障がい など</li></ul>
家庭内の関係性に起因した要因	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化 (憎しみ、恨みなど)</li><li>➢ 家庭内に他に病人がいる</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家庭内で介護者が孤立している、協力者がいない</li> <li>➢ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>➢ 暴力の世代間・家族間連鎖 など</li> </ul>
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 近隣との交流が少ない、無関心</li> <li>➢ 相談者がいない</li> <li>➢ 生活に必要な情報が手に入らない など</li> </ul>

## II 養護者による高齢者虐待への対応・支援の展開

### 1 高齢者虐待対応の基本的な流れ



## 2 高齢者虐待対応の具体的な内容

### (1) 通報・届出の受付

高齢者虐待に関する通報・届出は、主に地域包括支援センターが受けると考えられます、役場福祉課等で受けた場合にも、同様に受け付けます。また、その場合には、高齢者福祉担当と地域包括支援センターに速やかに伝達し、高齢者虐待対応に協力する必要があります。

当事者が通報・届出に来た場合は、家族関係など他人に知られたくないような内容を話すことが難しいと思われます。面接では以下のことに気をつけて進めていきます。

#### 【面接場面の設定】

- 虐待であるかどうかは明らかではないが、その疑いがある段階では、本人・家族と一緒に面接で関係を探り、話にくそうな場合は別々に話を聞く。
- 虐待が明らかになった段階では、本人・家族とは別々に面接を行い、状況の確認に努める。

#### 【通報等を受ける際の基本的姿勢・留意点】

- 本人がどのようなことを訴え、相談しているのか、困っていることは何か、どのようにしてほしいと考えているのかを中心に、誠心誠意「傾聴する」ことが大切です。
- 必要な情報を一度聞くのは難しい場合もあります。聞き取り調査をされたという印象になってしまっては次に続きません。「十分に聞いてもらえた」と思われる相談となるよう心がけることが大切です。
- 匿名のときや関係性を伏せているときは、無理に聞きだそうとせず、信頼関係を築いて自主的に話してくれるような状況を作ります。
- 通報等の内容を当事者に知られては困るのか、知られても構わないのか、知らせてすぐに対応することを望んでいるのか等、一人ひとり実情は違いますので、その後の訪問調査や対応を進める際に、相談者のプライバシーを侵害しないよう、相談者の意向をよく汲んでおく必要があります。
- 虐待や不適切な養護を行っている者自身が、介護疲れなどにより支援を必要としている場合も考えられます。その家庭が抱えている問題は何なのか、どうしたら解決に繋がるかを客観的に考える必要があります。
- 通報や相談の内容が、「虐待であるかどうか」、「身体的に危険があるか、生命の危機に至っていないか」など判断する必要があります。そのためには客観的な情報の収集が求められます。

主な確認事項は次のとおりです。

**【主な確認事項】**

- 虐待の状況
  - 虐待の具体的な状況（程度、頻度）
  - 緊急性の有無とその判断理由
- 高齢者本人、虐待者と家族の状況
  - 高齢者本人の氏名、居所、連絡先
  - 虐待者の氏名、居所、連絡先
  - 高齢者本人の心身の状況、意思表示能力、養介護状態、医療受診の状況
  - 虐待者と高齢者の関係、他の家族等の状況（家族関係）
- 介護サービス等の利用状況や関係者の有無
  - 介護サービス等の利用の有無
  - 家族に関わりのある関係者の有無
- 通報者の情報（援助方針の連絡や継続的な見守り支援を依頼するため）
  - 氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等

**（2）受付内容の共有と事実確認を行うための協議**

**①受付内容の共有**

高齢者福祉担当と地域包括支援センターは、虐待の疑いがあると判断した事例について、相互にその情報を共有し、虐待対応の必要性について認識を共有します。

**②事実確認を行うための協議**

高齢者虐待の疑いがあると判断した事例については、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために、速やかに事実確認を行う必要があります。事実確認は「府内関係部署、関係機関、関係者等からの情報収集」と「高齢者や養護者への訪問調査」で行います。

事実確認を効果的に行うために、以下の内容を協議します。

**【参加者】**

府内担当者（福祉課長、高齢者福祉担当、地域包括支援センター、その他関係部署）

**【協議内容】**

- 必要な情報収集項目と役割分担
- 訪問調査の方法と内容、役割分担
- 事実確認の期限（初回コアメンバー会議の開催日時）

### (3) 事実確認

事前協議によって確認した手順、役割分担に従い、「庁内関係部署、関係機関、関係者等からの情報収集」と「高齢者と養護者への訪問調査」を行います。

#### ① 庁内関係部署、関係機関、関係者等からの情報収集

疑われる虐待の内容に応じて、高齢者の情報を中心に情報を収集します。

##### 【庁内関係部署から収集する情報の例】

- 世帯構成
- 介護保険：介護認定、担当居宅介護支援事業所
- 福祉サービス等：生活保護、障がい者手帳、障がい福祉サービス利用状況
- 経済状況：収入、公共料金等滞納状況

##### 【関係機関、関係者と収集する情報の例】

- 主治医
  - 疾病、受診状況、服薬状況
- 担当介護支援専門員、利用サービス提供事業所
  - 高齢者本人や養護者、家族の関係
  - サービスの利用状況
  - 居室等の生活環境
- 民生委員、近隣住民
  - 高齢者本人や養護者、家族の関係
  - 近隣との付き合い

#### ② 高齢者と養護者への訪問調査

訪問調査では、「高齢者の生命や身体の安全確認」と「虐待が疑われる事実についての確認」を行います。

調査時に確認する内容は、以下のようなものです。客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問します。

##### 【調査項目】

- 高齢者本人の状況
    - 経歴、職業、過去のトラブル
- 本人の「過去（既往歴、経歴、昔のトラブル等）」も高齢者虐待要因の把握や解決の糸口となる重要な情報となります。

- 家族等の状況
  - 同居家族の職業・問題点、過去のトラブル等  
同居家族の状況のうち、職業、問題点、過去のトラブル等高齢者虐待の対応に必要と思われる情報について調査します。
  - 別居家族、親戚  
ケースに介入する際、親族の協力は大きな力になりますので、同居していない親族の情報もできる限り調べておく必要があります。また、相続問題が絡む場合は、相続権を有するすべての親族の情報が必要となります。
  - キーパーソン（家族等）  
ケースに対して、より円滑に介入ができるようにするために、親族の中に問題解決にあたって協力を得られる者、本人・家族に最も影響力のある人物、成年後見制度を導入する際の後見人等の候補者等をできる限り把握しておくことが大切です。
  
- 高齢者虐待の状況
  - 現状・経過  
高齢者虐待の現状とこれまでの経過は、今後の対応を検討していくうえで、不可欠なものです。
  - 緊急性の有無  
緊急性が有るか無いかによって、対応方法が全く異なりますので、極めて重要な調査項目となります。
  - 高齢者本人の意思の確認  
高齢者本人のためと思って行った支援でも、希望に沿ったものでなければ、本人にとって迷惑となりますので、高齢者本人がどうしたいのか、意思の確認が重要です。本人が認知症等で意思確認が困難な場合であっても、本人の行動や表情で本人の気持ちの確認に努めるとともに、他に協力してくれる親族、後見人等に意思を確認します。
  - 補足事項  
不適切な養護をしている者、高齢者虐待の内容、頻度、要因等について整理を行います。

### ③訪問拒否の場合の対応

無理やり焦って訪問しないようにします。拒否されても粘り強く、高齢者又は養護者が承諾するまで、高齢者や養護者の抱える問題に关心を持ち、心配していることを知らせ、待ちの姿勢を維持します。

これまでの関わりから、高齢者又は養護者が信頼している人を関係機関を通して紹介

してもらいます。または、信頼関係のある機関等と話し合い、担当者の変更や協調介入を行います。

コアメンバー会議・ケース会議に諮り、高齢者や養護者の近隣関係や利用資源等を把握するとともに、関係機関の情報の共有を図り、役割分担を決めて、チームで分析・評価を試みます。

ただし、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、立入調査を行います。また、必要に応じて警察署に援助を求め、高齢者の保護等の必要な措置を行います。

#### (4) コアメンバー会議

初回コアメンバー会議は、事実確認終了後、速やかに開催します。

コアメンバー会議では、主に虐待の有無と緊急性の判断を町の責任において行います。そのため、訪問拒否などにより十分な事実確認ができておらず、これらを判断できない場合には、事実確認の方法と期限を再検討し、(3) 事実確認に戻り、再度 (4) コアメンバー会議を開催します。

また、虐待の有無や立入調査の要否の判断が難しい場合には、高齢者虐待対応専門職チームの参加を要請します。

##### 【参加者】

庁内担当者（福祉課長、高齢者福祉担当、地域包括支援センター、その他関係部署）、  
必要に応じて高齢者虐待対応専門職チーム

##### 【検討内容】

- 事実確認の結果をもとにした情報の整理
- 虐待の有無の判断
- 緊急性の判断
- 立入調査の要否の判断
- 対応方針の検討
- ケース会議（初回）の開催日時と参加者の決定

##### ①虐待の有無の判断

虐待の有無は、事実確認によって得られた情報の整理を通じて明らかになった「高齢者の権利が侵害されている事実」に注目して判断します。特に、その行為・状態が反復・継続していることが、一つの目安と考えられます。

虐待の有無の判断		必要となる対応例
○ 虐待が疑われる事実が確認された場合 ○ 高齢者の権利を侵害する事実が確認された場合	⇒	「虐待あり」と判断し、「②緊急性の判断」を行うとともに、対応方針を決定する
○ 虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合	⇒	「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行
○ 収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	⇒	期限を区切り、事実確認を継続

## ②緊急性の判断

緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度等をもとに、総合的に判断することが求められます。高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招くおそれがある場合、他の方法では虐待の解消が期待できない場合等に、高齢者を保護する必要があると認めた場合は、迅速かつ積極的に分離保護の措置を講じます。

高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合があります。

### 【緊急性が高いと判断できる状況】

- 本人が保護救済を強く求めている。
- 生命に危険な状態にある（重度のやけどや外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等）
- 生命に危険な行為が行われている（頭部打撲、顔面攻撃、首絞め・搖さぶり、戸外放置、溺れさせる等）
- 確認はできないが、上記に該当する可能性が高い。
- 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。
  - 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
  - 虐待者的人格や生活態度の偏り、社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない。
  - 虐待者が援助者を拒否し、分離しなければ保護が図れない。

### ③立入調査の要否の判断

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときには、町は高齢者福祉担当職員や地域包括支援センターの職員に虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。

この場合、町長は職務の遂行に際し、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期すため、必要な場合は管轄する警察署長に援助を求めるできます。

#### 【立入調査が必要と判断される状況の例】

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撲されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

### ④初回ケース会議開催準備

支援対象（高齢者、養護者、その他）に分けて課題を抽出し、それぞれに応じて考えられる対応方針の検討を行います。

課題抽出と対応方針の検討から、初回ケース会議の参加者を決め、できるだけ早い日時で調整します。

## (5) ケース会議（初回）

コアメンバー会議で決定した日時にケース会議を行います。

ケース会議は、ケース援助に直接かかわる担当者が集まり、処遇方針等を検討する場です。関係機関で情報を共有し、かかわりの方向性を統一し、それぞれの専門性を活かした役割が明確化できるなど処遇困難事例の対応にきわめて有効です。

高齢者虐待の場合は、介入を拒否する場合が多いため、どのように分析・評価を行うかといった課題も、ケース会議の議題となります。

### 【参加者】

庁内担当者（福祉課長、高齢者福祉担当、地域包括支援センター、その他関係部署）、

高齢者の課題に対応している機関の職員、養護者への支援を行っている機関の職員、

必要に応じて高齢者虐待対応専門職チーム

### 【検討内容】

- 情報の共有と虐待要因の解明
- 対応方針（内容、方法、担当者、期限）の決定
- 次回ケース会議の開催日時の決定

## (6) ケース支援

ケース会議の結果に基づき、関係機関・関係者による支援チームを編成します。

### ■ 支援にあたる際の基本的な考え方

#### ① 制度理解の促進と介護負担の軽減

第三者が家庭に入ることを好まない人や経済的な事情で介護保険を利用しない人については、制度の利用方法や家族の会などの地域の社会資源に関する情報を正しく伝えます。介護者が心理的、肉体的負担を軽減するため介護保険や経済的支援の仕組みを知らせ、利用を働きかけます。

### 【介護負担の軽減】

- 家族の生活状況と介護力のアセスメント（介護者の病気や睡眠状況も含めた健康ニーズの把握）
- 介護者の発言や様子からストレスの確認
- 介護者の自由時間を確保し、気分転換を図るように勧める。

- ショートステイ、デイサービスなどを活用して家族の休息を図り、一時的にも高齢者から離れる手段を確保する。
- 認知症についての正しい知識を持ってもらうよう努めるとともに、適切な助言をする。

**【生活（経済や環境等）の安定を図る】**

失業等で経済的に困窮している場合は、福祉事務所等に相談することを勧め、介護者やその家族の不安を取り除き、生活保護などを活用し安定が得られるようにする。

**②家族・環境に対する理解を深める**

支援にあたっては、家族関係についてはこれまでの家庭生活が継続している点を重視し、虐待が起こった背景について理解し、家族と接します。家族の悩みを聴いたり、家族間の人間関係の調整について配慮した関わりや働きかけを行います。

それでも家族関係が改善しない場合は、分離を検討します。

**【信頼関係の確立】**

- 介護者と高齢者がお互いにストレスをためないように、フォーマル、インフォーマルなサービスにつなげるための工夫、アプローチの手法が必要。そのために高齢者やその家族との信頼関係を築くことが援助を行う上で大切となる。
- 支援チームの中には、高齢者本人や家族と信頼関係のある親族等の参加を積極的に促す。
- 家族が虐待者であっても、非難するような否定的な態度はとらない。
- 介護者が虐待してしまったケースでは、特にこれまでの介護努力をねぎらい、介護者の気持ちを汲むようにする。

**③家族関係を断ち切らない**

高齢者虐待の場合、本人が虐待を受けても、親族との関係を断ち切ってしまうことに躊躇を感じていることも少なくありません。長い間の家族関係の中で培われた特別な思いがあるので、単に関係を断ち切ることのみで問題を解決しないことから、施設入所などの分離は慎重に行う必要があります。在宅福祉サービスをできるだけ利用することで、介護者の負担を軽減しながら在宅生活の継続ができるよう支援していきます。

**【家族関係の回復】**

- 高齢者と家族の関係は、長年にわたる歴史や背景があり、調整が困難で時間を要するため、虐待の背景と要因を理解して慎重に対応する。
- あくまで中立的な立場を保つよう配慮し、援助者の価値観や尺度で物事を計らない。
- 高齢者や家族の意思や選択を尊重し、約束や秘密は守り誠実な対応をする。

## (7) ケース会議（2回目以降）

前回のケース会議で決定した日時にケース会議を行います。

2回目以降のケース会議では、対応方針に基づくケース支援の評価を行い、その結果、虐待が解消されたかどうかの判断と今後の対応方針の決定を行います。虐待が解消された場合は、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として継続する必要があるか、虐待対応ではなく他の関係機関に関与を引き継ぐことができるかについても検討します。

### 【参加者】

庁内担当者（福祉課長、高齢者福祉担当、地域包括支援センター、その他関係部署）、  
高齢者の課題に対応している機関の職員、養護者への支援を行っている機関の職員、  
必要に応じて高齢者虐待対応専門職チーム

### 【検討内容】

- ケース支援の評価
- 虐待が解消したかどうかの判断
- 新たな対応方針（内容、担当者、期限）の決定
- 次回ケース会議の開催日時の決定

### ①虐待が解消していない場合

虐待状況が解消していない場合、または虐待は解消されたが、高齢者の安心した生活のための環境整備に向けて虐待対応を継続する必要があると判断した場合は、対応方針を再検討します。新たな対応方針を決定し、(6) ケース支援に戻ります。

### ②虐待が解消された場合

虐待状況が解消され、虐待対応として取り組む必要がない場合は、(8) 虐待対応の終結に進みます。

## (8) 虐待対応の終結

虐待対応が終結しないということは、高齢者の権利侵害が継続していることを意味します。高齢者が尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行われる必要があります。

虐待対応の終結の判断は、ケース会議にて行います。

### 【終結のケース会議における検討内容】

- 終結の判断
- 今後の対応（権利擁護対応、包括的・継続的ケアマネジメントへの移行）の検討
- 関係機関との連絡体制の構築

#### ①終結の判断

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処が立ったこと」が確認できることが必要です。

#### ②今後の対応の検討

虐待対応としての終結の判断をしても、必ずしも高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。地域包括支援センターは、高齢者が安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

#### ③関係機関との連絡体制の構築

虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援している機関と、養護者や家族への支援を行っている機関との連絡連携体制を構築します。

### III 高齢者の権利擁護のための諸制度・事業

#### 1 老人福祉法に基づく措置の実施

緊急性が高いと思われる場合の対応として、町は警察への連絡や救急車の依頼、緊急一時保護を行います。法的な対応が必要な場合は、対応について高齢者虐待対応専門職チームの弁護士等に相談します。スムーズに対応するためには、日頃から地域の関係専門機関との連携を図り、ネットワーク化しておくことが必要です。

また、老人福祉法に基づき、職権による特別養護老人ホーム等への入所措置（やむを得ない事由による入所措置）や老人短期入所施設等に短期入所の措置を行うことができます。訪問調査の際に介入拒否があった場合は、立入調査を行うことを検討します。

##### （1）養護老人ホームへの入所措置 （老人福祉法第11条第1項第1号）

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、市町村が職権により入所の措置を行います。

養護老人ホームは、主として自立又は要支援の高齢者を入所対象としており、要介護認定で要介護状態に該当する必要はありません。

高齢者虐待も、養護老人ホームへの措置理由の一つになります。

高齢者が虐待を受け、緊急避難の必要がある場合は、この制度を活用することが有効です。

##### 【参考】生活管理指導短期宿泊事業

措置ではありませんが、町の事業として、「生活管理指導短期宿泊事業」があります。

事業の対象者は、自立又は要介護1までに認定された高齢者で、社会適応が困難な者等となっています。

養護老人ホームにおいて短期宿泊することにより、日常生活の指導・支援を行います。

##### （2）「やむを得ない事由」による措置

（老人福祉法第10条の4、第11条第1項第2号）

やむを得ない事由により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して町が職権をもって利用に結びつける制度です。

介護保険サービスの利用について、家族が反対していたり、高齢者本人が拒否しても、町が職権で利用決定できるので、高齢者虐待ケースの最終的な手段として最も有効な制度です。

### 【措置の内容】

町は必要に応じて、次のサービスを提供することができます。

- ①訪問介護
- ②通所介護
- ③短期入所生活介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護
- ⑥介護老人福祉施設

### 【「やむを得ない事由」の解釈】

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ② 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合を想定している。また、次により「やむを得ない事由」が消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行する。
- 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができたようになったこと。

### ①「やむを得ない事由による措置」の手順

「やむを得ない事由による措置」の手順は次のとおりです。

ただし、緊急時で、要介護認定が間に合わない場合や要介護認定が困難な場合等は、要介護認定する前に（介護保険制度を利用しないで）町が措置を開始し、事後に要介護認定を行うことができます。

手 順	内 容
1. 発見	通報、相談等により高齢者虐待の発見
2. 調査	訪問調査等により実態調査を実施
3. 要介護認定	対象者が要介護認定を受けていない場合は、町の職権で要介護認定を実施
4. 措置決定	2及び3に基づき措置決定
5. サービス提供	町が事業者に委託し、介護保険サービスの提供を開始
6. 費用支弁	1割（利用者負担分）、食費、居住費を町が措置費で支弁（注1）

7. 費用徴収	本人又は扶養義務者から負担能力に応じて町が費用を徴収（注2）
8. やむを得ない事由の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別養護老人ホームへ入所したことで、不適切な養護をしている家族から離脱できた場合</li> <li>○ 成年後見制度の活用により、本人の意思で契約できる状態になった場合</li> </ul>
9. 措置解除	措置を解除し、本人は通常の契約による介護保険サービス利用に移行

注1) 要介護認定前に措置を開始した場合、その費用は、要介護認定後、措置を開始した日に遡って介護保険から給付を受けることが可能です。

注2) 町が支弁した費用については、高齢者本人又は扶養義務者から負担能力に応じて（介護保険制度に準ずる考え方で）町が徴収します。

## ②面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない措置」がとられた場合、町長や養介護施設の長は、養護者と高齢者の面会を制限できることになっています。

虐待当事者から面会の申し出があった場合は、高齢者本人の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態か見極め、ケース会議等で面会の可否に関する判断を行っており、高齢者の安全を最優先することが重要です。

施設単独の判断は避け、あくまでも措置権者である町と協議するなど、常に連携が必要であり、施設内の対応も職員に統一、徹底しておく必要があります。

面会を行う場合でも、担当者、施設職員等が立ち会う必要があります。

## 2 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な場合は、財産管理や介護保険サービス等を利用するといった契約を自分で行うことが困難です。

このような場合に、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えることにより、本人を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2種類がありますが、ここでは「法定後見」について紹介します。

### （1）法定後見

すでに判断能力がないか、あるいは不十分なために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合などに、家庭裁判所が類型に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して本人を保護します。

成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

類型	判断能力の程度
後見	判断能力が通常欠けている。 ➢ 日常的な買い物も自分でできない ➢ 日常的な事柄（家族の名前、自分の住所）が分からない ➢ 植物状態にあるなど
保佐	判断能力が著しく不十分 ➢ 日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産行為（不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証など）は自分でできない。
補助	判断能力が不十分 ➢ 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される（本人のためには、誰かに代わってもらってやった方がよい）。

## （2）本人を保護する方法

本人を保護するために、成年後見人に次のような法的な権限が与えられます。

### ①同意権・取消権

後見人等の同意なしに行なった、本人の法律行為を取消（無効）にする権限です。

（例）本人が、成年後見人の同意なしに行なった100万円の布団の購入を取消す。

### ②代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

（例）本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

本人名義の不動産や預貯金を管理し、サービス利用料等の支払いを行う。

## （3）手続きの方法

### ①審判の申立

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立を行います。申立は、通常、本人、配偶者、4親等内の親族が行います。しかし、高齢者虐待などにより、親族による申立ができない場合には、市町村長が申立を行うことができます。

なお、申立てを行ってから審判が確定するまでは、概ね4ヶ月程度かかりますが、親族間で財産をめぐる争いがあるなど、ケースの難易度により期間は異なります。

## ②手続きに必要なもの

申立手続きに必要な書類等は次のとおりです。

### 【申立手続きに必要な書類等】

- 申立書、申立書付票  
(家庭裁判所窓口または裁判所ホームページにて入手できます)
- 申立手数料 収入印紙800円分／件
- 登記手数料 収入印紙2,600円分
- 郵便切手 4,000円分程度
- 添付書類 ・申立人の戸籍謄本  
・本人の戸籍謄本、住民票、登記事項証明書 など
- 診断書
- その他 ・鑑定費用 50,000円程度（裁判所が必要と認めたとき）

## ③申立先

本人の住所地の家庭裁判所に申立を行います。

### ■鳥取家庭裁判所倉吉支部（鳥取県中部の場合）

〒682-0824 鳥取県倉吉市仲ノ町734

TEL 0858-22-2911

### 【審判前の保全処分】

後見等の審判が確定するまでの間、本人の財産について管理する人を定めることができます。特に、虐待などにより本人の権利が侵害され、財産被害にあう恐れがある場合など、緊急性がある事例においては有効な方法です。

選任された財産管理者は、財産の保存・管理に関する行為を行います。（例えば、預貯金の管理、年金の受領、家賃や必要な医療費・施設利用料の支払いなど）

保全処分の申立ては、家庭裁判所にて行います。

## ④市町村長による審判の請求

市町村長は、老人福祉法第32条に基づき、65歳以上の高齢者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、成年後見等の開始の審判などの請求ができますことになっています。

【「その福祉を図るために特に必要があると認められるとき」とは】

本人に2親等内の親族がいなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある方について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要とされる場合などが想定されます。

また、2親等内の親族があることのみによって、一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではないので、親族等との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて調整する必要があります。

### 3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から制度を利用できないといった事態を防ぐことを目的とするものです。

北栄町では、町長による審判の請求を行う場合に限り、申立費用、後見人等報酬に対する助成を行っています。

## IV 帳 票 類



## ①相談受付票

### 相談受付票（新規）

受付 平成 年 月 日

把握方法		1 訪問 2 来所 3 電話 4 その他 ( )		対応者		
対象者	氏名	(男・女)	生年月日	T・S・H 年 月 日 ( 歳 )		
	住所 (TEL)	北栄町 ( - )				
相談者	氏名		関係	1 本人	2 家族 ( )	
	住所 (TEL)			3 民生委員	4 医療機関	
内容 (複数)	5 医療相談 (入院・治療等)	6 退院(所)後の生活支援	7 福祉用具・住宅改修			
	1 介護保険申請・利用 8 認知症対応	2 介護相談 9 権利擁護	3 介護予防 10 虐待	4 介護保険外サービス利用 11 その他 ( )		
現状・経過・相談内容など						
対応方針	1. フォロー要否【 要 ・ 否 】					
	2. 対応区分 <input type="checkbox"/> 権利擁護対応 (虐待対応を除く) <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待対応 (疑いを含む) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 3. 高齢者虐待対応 ※初動期段階で必要な対応を記入 <input type="checkbox"/> 情報収集 (内容 : ) <input type="checkbox"/> 事実確認 (方法・期限 : )					

## ②事実確認票

### 事実確認項目(サイン)

初動期段階に活用  
その他必要時(緊急性の判断等)に活用

高齢者本人氏名

※「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

確認日	確認項目	サイン: 当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば□( )に簡単に記入	確認方法(番号に○印またはチェック)
身体の状態・けが等	外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の骨折、その他( 部位: 大きさ: )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の様り返し、軽い脱水症状、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他( 部位: 大きさ: 色: )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
生活の状況	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまゝ、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れたひだ髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	作業環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、吸煙の欠如、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
話の内容	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「殴られる」「殴られる」などの発言、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	保護の訴え	「殴られる」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分で肯定的に話す、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	金銭の訴え	「お金を持たれた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	性的事情の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	話のためらい*	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
表情・態度	おびえ、不安	おびえた表情、特に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	無気力さ	無気力な表情、問い合わせに無反応、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	態度の変化	家族のいる場面で態度が異なる、なげやかな態度、急な態度の変化、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
サービスなどの利用状況	適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	入退院の状況	入退院の練り返し、救急搬送の練り返し、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
養護者の態度等	支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言がある、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	支援者に対する態度	侵襲的専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他( )	1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他
	その他		1写真、2目視、3記録、4聴き取り、5その他

### ③アセスメント要約票

アセスメント要約票					
アセスメント要約日： 年 月 日		要約担当者：			
高齢者本人氏名：		性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 歳	住所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院		
義譲者氏名：		性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 歳	高齢者本人との関係： <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
高 齢 者 本 人 の 希 望	居所・今後の生活の希望	居所の希望： <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等				
	高齢者の状態	意思疎通： <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能（ 話の内容： <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する） 生活意欲： <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おひえ、話をためらう、人目を避ける、等）			
【高齢者本人の情報 面接担当者氏名：】					
【健康状態等】					
疾病・傷病：		既往歴：			
受診状況：		服薬状況(種類)：			
受診状況：		服薬状況(種類)：			
診断の必要性： <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他（ 具体的な症状等⇒）					
要介護認定： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（申請日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未申請					
障害： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> 知的障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い）					
精神状態： <input type="checkbox"/> 認知症（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> うつ病（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
【危機への対処】					
危機対処場面において： <input type="checkbox"/> 自ら助けを求めることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難					
避難先・退避先： <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある（ ） <input type="checkbox"/> ない					
【成年後見制度の利用】					
成年後見人等： <input type="checkbox"/> あり（後見人等： ） <input type="checkbox"/> 申立て（申立て人： ／申立年月日： ） <input type="checkbox"/> なし					
【各種制度利用】					
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
【経済情報】					
収入額 月_____万円（内訳： ） 預貯金等_____万円 借金_____万円					
1ヶ月に本人が使える金額 _____万円					
具体的な状況（生活費や借金等）：					
□生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
金銭管理： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助（判断可） <input type="checkbox"/> 全介助（判断不可） <input type="checkbox"/> 不明					
金銭管理者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
【エコマップ】		【生活状況】			
		食事（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 調理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 移動（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 買物（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 届除洗濯（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 入浴（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 排泄（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 服薬管理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 預貯金年金の管理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明） 医療機関の受診（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明）			
		【その他特記事項】			

### ③アセスメント要約票（裏）

II. 看護者の情報 面接担当者氏名:		虐待発生 リスク
【養護者の希望】 居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
		<input type="checkbox"/>
【健康状態等】		
疾病・傷病:		既往歴:
受診状況:		服薬状況(種類):
受診状況:		服薬状況(種類):
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他( ) 具体的な症状等⇒		
性格的な偏り:		
障害: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害(□あり □疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害(□あり □疑い)		
【介護負担】		
被虐待高齢者に対する介護意欲: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		介護技術・知識: <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明
1日の介護時間: <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明		介護の代替者: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に		<input type="checkbox"/>
平均睡眠時間: およそ_____時間		
【就労状況】		
<input type="checkbox"/> 就労(就労曜日____~____ 就労時間____時~____時)、雇用形態(□正規、□非正規) <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 不明		
【経済状況】		
収入額 月_____万円(内訳: _____) 預貯金等_____万円 借金_____万円		
<input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存		
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他( )		
【近隣との関係】		
<input type="checkbox"/> 良好( ) <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明		
III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)		
IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)		
[全体のまとめ] [今後の課題]		

#### ④高齢者虐待対応会議記録

高齢者虐待対応会議記録		会議日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分
高齢者本人氏名 様	会議場所	
計画作成者氏名		
会議目的	出席者 所属・氏名	
虐待事実の 判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり →□身体的虐待 □放棄・放任 □心理的虐待 □性的な虐待 □経済的虐待 □その他の虐待	<input type="checkbox"/> 事実確認を維持（期限を区切った継続方針） <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 緊急分離保護（ <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整（ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 【措置の適用】  <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 有：□訪問介護 □通所介護 □短期入所生活介護  <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 □小規模多機能型居宅介護  <input type="checkbox"/> □養護老人ホーム  <input type="checkbox"/> 成年後見制度または地域福祉機関事業の活用  <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種扶助手続き等）  <input type="checkbox"/> その他（            ) )         </div>
緊急性の 判断根拠	<input type="checkbox"/> 緊急性なし <input type="checkbox"/> 緊急性あり □入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等） □高齢者本人・養護者が保護を求めている □暴力や脅しが日常的に行われている □今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれがある状態 □虐待につながる家庭状況・リスク要因がある □高齢者の安全確認ができない <input type="checkbox"/> その他（ ) )	
緊急性の 判断根拠		残された 課題
		評価予定日 年 月 日

## 高齢者虐待対応評価記録

高齢者本人氏名  
計画作成者氏名  
様

評価日 年 月 日

### ⑤高齢者虐待対応評価記録

会議目的	前回のケース会議に基づくケース支援の評価	対応方針	実施状況	実施結果	対応方針及び実施方法の評価 対応方針及び実施方法に変更の場合は、( )内に記載	
					対応方針達成	□実施方法の継続 □実施方法の変更
1					□対応方針達成 □対応方針の継続 □対応方針の変更 ( )	
2					□対応方針達成 □対応方針の継続 □対応方針の変更 ( )	
3					□対応方針達成 □対応方針の継続 □対応方針の変更 ( )	
4					□対応方針達成 □対応方針の継続 □対応方針の変更 ( )	
5					□対応方針達成 □対応方針の継続 □対応方針の変更 ( )	

評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)
1. 虐待対応の終結 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他( ) 今後の対応 1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 包括的・継続的アマネジメント支援に移行 3. その他( )
【判定欄に該当番号を記入】
1. 身体的虐待 2. 放棄・放任 3. 心理的虐待 4. 性的虐待 5. 経済的虐待 6. その他

## 參 考 資 料



# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：平成二十三年六月二四日法律第七九号

## 第一章 総則(第一条—第五条)

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

## 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

## 第四章 雜則(第二十六条—第二十八条)

## 第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三 に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項 に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項 に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項 に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
    - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。  - 二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

#### （国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材

の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を探るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の

安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するため必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

#### (都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を

発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使其するものとする。

(公表)

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雜則

(調査研究)

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不當に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

### (検討)

- 2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十

条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十四条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項

若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一條、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七九号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

老人福祉法(抄)

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を探ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同

じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)を利用する事が著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 (略)

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

2 (略)

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十二条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等に係る体制の整備等)

**第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

**2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。**

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

（註）（略）

## 北栄町老人福祉法に基づく措置に関する要綱

平成17年10月1日

訓令第40号

改正 平成23年3月28日訓令第7号

平成26年3月18日訓令第12号

### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用する事が著しく困難な者に対して措置を行うことにより、介護サービスの提供を行うことを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱において、措置によりサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に居住する65歳以上の者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理するものがいない者
- (2) 町内に居住する65歳以上の者で、家族等から虐待又は無視を受けている者
- (3) その他町長が必要と認める者

### (措置によるサービスの提供)

第3条 この要綱における介護サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) 訪問介護又は介護予防訪問介護
- (2) 通所介護又は介護予防通所介護
- (3) 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護
- (6) 介護老人福祉施設への入所

### (調査)

第4条 町長は、第2条に規定する者であると見込まれるものを見つめ、又は関係機関等から通報を受けた場合は、当該者の状態、状況等について職員による訪問調査に基づき、措置判定調査票(様式第1号)を作成し、措置の可否について判定を行うものとする。

(要介護状態等の審査)

第5条 町長は、前条の規定により措置が必要と認められるものが介護保険法による要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同様の手続により、要介護状態区分の判定を行うものとする。

(サービス提供の依頼)

第6条 町長は、第3条各号に掲げるサービスの提供を行う場合は、介護保険法第70条に規定する指定居宅サービス事業者(以下「事業者」という。)又は同法第86条に規定する指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)にサービスの提供を依頼するものとする。

2 町長は、前項のサービスの提供を依頼する場合は、措置によるサービス提供依頼書(様式第2号)により事業者又は施設にサービスの提供についての可否を確認し、当該事業者又は施設が可能と回答した場合は、措置決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(措置の決定)

第7条 町長は、前条によりサービスの提供が可能となった場合、被措置者に措置開始決定通知書(様式第4号)により措置を開始する旨を通知するものとする。

(措置費用)

第8条 措置に係る費用は、介護保険法の規定による居宅サービス及び施設サービスに要する費用とする。

(費用負担)

第9条 措置に係る費用のうち、100分の90に相当する額については介護保険からの給付として、100分の10に相当する額については被措置者の自己負担(以下「自己負担分」という。)とする。ただし、自己負担分の徴収については、町長が自己負担分と同額を事業者又は施設に支払ったのち、町長が被措置者から徴収するものとする。

2 被措置者が住所不定等の理由により介護保険法の適用が困難な場合は、措置に係る費用のうち、100分の100に相当する額を一括して、町長が事業者又は施設に支払う。ただし、自己負担分につい

ては、町長が被措置者から徴収するものとする。

3 前2項の規定による徴収額の算定については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2及び介護保険法第48条第2項第2号を適用するものとする。

(自己負担額の免除)

第10条 町長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、自己負担分の徴収を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯に属する場合
- (2) り災等により生計が著しく悪化している場合
- (3) その他町長が必要と認める場合

(地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度との連携)

第11条 町長は、この要綱による措置を行った場合は、要介護認定の申請又は介護保険法に規定する居宅サービスの契約若しくは施設サービスの契約が締結できるよう、必要に応じて地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の廃止)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、措置を廃止するものとする。

- (1) 被措置者の法定後見人が選定され、契約により第3条各号に掲げるサービスの提供を受けられるようになった場合
- (2) 施設入所等により、家族からの虐待等が解消され、事業者との利用契約を締結した場合
- (3) その他町長が必要と認める場合

2 町長は、措置の廃止を行うときは、被措置者に対し措置廃止決定通知書(様式第5号)を事業者又は施設に対し措置廃止通知書(様式第6号)をもって通知するものとする。

(措置の請求)

第13条 事業者は、措置に要する費用のうち、介護サービス費からの給付を除く費用については、措置費請求書(様式第7号)により、町長へ請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱の施行日は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日訓令第12号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 北栄町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成22年4月1日

告示第31号

改正 平成23年3月28日告示第18号

平成24年5月28日告示第37号

平成25年5月27日訓令第16号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合の手続等を定めるとともに、審判請求に基づき、後見、保佐又は補助開始の審判(以下「後見開始等の審判」という。)を受けた者の成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求の対象者)

第2条 町長は、高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であつて、次の各号のいずれにも該当するものにつき審判請求を行うものとする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 物事を判断する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
  - (3) 後見開始等の審判の請求を自ら行うことが困難である者
  - (4) 配偶者及び親族(以下「親族等」という。)による保護又は後見開始等の審判請求が期待できない者
  - (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる者
- 2 次のいずれかに該当する者は前項第1号に掲げる者とみなす。
- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に定める住所地特例対象施設に入所又は入居中の本町被保険者
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に定める居住地特例施設に入所又は入居中の本町支給決定対象者
  - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第3項に定めるとおり、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護、介護扶助を委託して行う場合は、本町が保護を行う者
- 3 次のいずれかに該当する者は第1項第1号に掲げる者から除く。
- (1) 介護保険法第13条に定める本町住所地特例対象施設に入所又は入居中の他市町村被保険

## 者

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に定める本町居住地特例施設に入所又は入居中の他市町村支給決定対象者
- (3) 生活保護法第19条第3項に定めるとおり、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護、介護扶助を委託して行う場合は、他市町村が保護を行う者

## (審判の種類)

第3条 後見開始等の審判は、次の各号に掲げる審判とする。

- (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条関係)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条関係)
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項関係)
- (4) 補助開始の審判(民法第15条第1項関係)
- (5) 補助人に同意権を付与する審判(民法第17条第1項関係)
- (6) 保佐人に代理権を付与する審判(民法第876条の4第1項関係)
- (7) 補助人に代理権を付与する審判(民法第876条の9第1項関係)

## (町民等の要請)

第4条 次に掲げる者は、成年後見人等を必要とする状態にあるもの(以下「対象者」という。)がいると判断した時は、後見開始等審判の請求要請書(様式第1号)により町長に対し、審判の請求を要請することができる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条で定める事業に従事する職員、同法第15条に定める職員及び介護保険法第8条及び第8条の2に定める事業に従事する職員
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条に定める病院及び保健所に勤務する職員
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

## (調査の実施)

第5条 町長は前条に掲げる者から審判の請求の要請があった時、その他必要があると認める時は、対象者に面談を行い、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
- (2) 対象者の生活状況・健康状況及び資産・収入の状況
- (3) 対象者の親族等の有無及び保護の状況
- (4) 対象者又は親族等が後見開始等の審判の請求を行う可能性
- (5) 町長が親族等に代わって審判の請求をするべき事由の有無
- (6) 対象者の福祉サービスの利用の必要性及び利用した場合における保護の効果

(親族への説明)

第6条 町長は、前条に規定する調査の結果、後見開始等審判の請求を行う必要があると判断した場合において、当該対象者に親族がいる時は、当該親族等に審判の請求の必要性を説明し、親族等による請求を促すものとする。

(審判請求の手続)

第7条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求費用の負担)

第8条 町長は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判の請求に係る費用を負担するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する費用について、審判請求と同時に非訟事件手続法第28条の規定により家庭裁判所に上申し(様式第2号)、家庭裁判所が対象者本人とその他の者(以下「関係人」という。)に対し、その費用の全部又は一部について負担すべき命令をした時は、その指定する関係人に対し、当該費用を請求するものとする。
- 3 前項に規定する請求は、後見開始等審判の費用の請求書(様式第3号)により行うものとする。
- 4 対象者が、次の各号いずれかに該当する場合は、第1項にかかわらず請求をしないものとする。
  - (1) 生活保護受給者
  - (2) 資産・収入の状況から前号に準ずると認められる者

(成年後見人等報酬助成の対象者)

第9条 町長は、第2条の規定により行った審判の請求に基づき後見開始等の審判を受けた者(以下「成年被後見人」という。)で次の各号のいずれかに該当する者に対し、成年後見人等の報酬について助成するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 資産・収入の状況から第1号に準ずると認められる者

(助成の額)

第10条 助成の対象となる費用は、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の全部又は一部とし、予算に定める額を上限とする。

(助成の申請)

第11条 助成の支給を申請することができる者は、成年被後見人等又は成年後見人等(以下「後見人等」という。)とし、助成を受けようとする時は、成年後見制度利用支援助成支給申請書(様式第4号)

に必要な書類を添付して、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して60日以内とする。

#### (助成の決定)

第12条 町長は、前条第1項の申請書の提出があった時は、その内容を審査し、助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援助成決定(却下)通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援助成金請求書(様式第6号)により、当該決定された助成金を請求するものとする。

3 助成金は、助成の支給決定を受けたものからの請求に基づき、支給するものとする。

#### (後見人等の報告義務)

第13条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、第9条のいずれかに該当しなくなった時、又は資産状況若しくは生活状況等に変更が生じた時は、成年後見制度利用支援事業報酬助成中止(変更)届(様式第7号)に該当事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

#### (助成の中止)

第14条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を中止する。

(1) 死亡した時

(2) 後見開始等の審判が取り消された時

(3) 第9条に掲げる要件を満たさなくなった時

2 町長は成年被後見人等の資産状況又は生活状況の変化により助成の理由が著しく変化した時は、助成の金額を変更することができる。

#### (助成の返還)

第15条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた時は、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### (委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示第18号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月28日告示第37号)

(施行期日)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年5月27日訓令第16号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 高齢者の権利擁護相談支援事業実施要綱(鳥取県)

### 第1 目的

本事業は、地域の高齢者虐待相談の対応機関である市町村及び地域包括支援センターへの支援を通じて、高齢者の権利擁護体制を推進することを目的として実施するものである。

### 第2 実施主体

この事業の実施主体は鳥取県(以下「県」という。)とし、一般社団法人とつとり東部権利擁護支援センター、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉及び一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに委託して実施するものとする。

### 第3 言葉の定義

この要綱において、「圏域」とは、東部・中部・西部圏域のことをいい、それぞれの圏域に含まれる市町村は、表のとおりとする。

東部圏域	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町
中部圏域	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町
西部圏域	米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町 江府町

### 第4 事業内容

(1)事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 市町村の高齢者虐待防止担当課、または地域包括支援センター(以下「市町村等」という。)から受ける高齢者の権利擁護に関する電話相談や面接相談等への対応
- イ 市町村の高齢者虐待防止担当課が実施する高齢者の権利擁護に関するケース会議等への担当者の派遣
- ウ 市町村または県が実施する職員等を対象とした高齢者の権利擁護に関する研修会への講師派遣及び助言

(2)県は、(1)のうち、東部圏域の市町村等に係る事業については一般社団法人とつとり東部権利擁護支援センターに、中部圏域に係る事業については一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉に、西部圏域に係る事業については一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに委託して実施するものとする。

### 第5 相談の受理

市町村の高齢者虐待防止担当課は、第4(1)アのうちの面接相談及びイの活用を希望するときは、一般社団法人とつとり東部権利擁護支援センター、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉又は一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに対し、別紙相談票またはこれに類する書類を提出するも

のとする。

## 第6 担当者の選任

- (1)一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉及び一般社団法人権利擁護ネットワークほうきは、第5による相談票等を受けたとき及び第4(1)ウの依頼を受けたときは、会員のうちから担当者を選任する。
- (2)担当者の選任については、事案の性質、地域等をふまえて行うものとする。
- (3)ケース会議への担当者の派遣については、原則、1事案につき2名とし、3名以上の担当者を選任する場合には事前に県と協議するものとする。

## 第7 担当者選任後の事務実施方法

第6の規定により選任された担当者(以下単に「担当者」という。)は、当該市町村の高齢者虐待防止担当課との間で相互に情報を交換し、連絡を密に取り合って、当該事案に関する事務を遂行するものとする。

## 第8 対応の方法

- (1)担当者は当該市町村の高齢者虐待防止担当課と協議しながら、面接相談や出張相談、ケース会議等への出席等により適時適切に行うものとする。
- (2)当該市町村等からの電話での相談や連絡等を除くほかは、当該市町村の高齢者虐待防止担当課に対する面接相談の対応、助言、ケース会議への出席等は、原則として担当者2名が同席して対応し、事実の報告、対応方法の協議等の連絡を密にして情報を共有し、お互いの専門知識を活かしながら当該事案への対応を行うものとする。

## 第9 担当者の対応の報告

担当者が当該事案に関して行った市町村等への対応の内容は、一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉又は一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに報告し、対応内容の適切性等を継続的に協議するものとする。

## 第10 守秘義務

一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉及び一般社団法人権利擁護ネットワークほうきは、業務上知り得た秘密は、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、これを他に漏らしてはならず、これは担当者を退いた後も同様とする。

## 第11 費用負担

この事業に要する費用は、県が負担するものとし、その内訳は別表のとおりとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、長寿社会課長が別に定める。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成21年8月7日から施行し、平成21年度事業から適用する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年度事業から適用する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成25年6月29日から施行し、平成25年度事業から適用する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成26年6月29日から施行し、平成26年度事業から適用する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成27年6月29日から施行し、平成27年度事業から適用する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** 本要綱の施行規則の規定によるものと同一の規定を有するときは、本要綱の規定によるものと同一の規定を有する。

この要綱は、平成28年6月29日から施行し、平成28年度事業から適用する。

## 高齢者虐待関係の相談機関

### 【相談・通報・届出窓口】

北栄町役場福祉課	北栄町由良宿 423-1	37-5850
北栄町地域包括支援センター	北栄町由良宿 423-1	37-5850

### 【県の機関】

中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町2	23-3121
--------------	----------	---------

### 【高齢者虐待対応専門職チーム】

成年後見ネットワーク倉吉	倉吉市駄経寺町2-15-1	22-8900
--------------	---------------	---------

### 【警察署】

倉吉警察署	倉吉市清谷町1-10	26-7100
-------	------------	---------

### 【成年後見制度に関する相談】

中部成年後見支援センター ミットトレーベン	倉吉市駄経寺町2-15-1	22-8900
成年後見ネットワーク倉吉	倉吉市駄経寺町2-15-1	22-8900
リーガルサポート鳥取県支部 (鳥取県司法書士会)	鳥取市西町1-314-1	(0857) 24-7013
権利擁護センターばあとなあ鳥取 中部 (鳥取県社会福祉士会)	倉吉市見日町491	23-1505
鳥取県弁護士会	鳥取市東町2-221	(0857) 22-3912
日本司法支援センター (法テラス倉吉法律事務所)	倉吉市山根572 サンク・ピエスピル202	(050) 3383-5497

### 【家庭裁判所】

鳥取家庭裁判所倉吉支部	倉吉市仲ノ町734	22-2911
-------------	-----------	---------

### 【認知症高齢者に関する相談】

認知症の人と家族の会(鳥取県支部)	米子市錦町2-235	(0859) 37-6611
-------------------	------------	-------------------

